

市内事業所
施設管理・廃棄物処理
ご担当者さまへ

福井市 事業系一般廃棄物 分け方・出し方 ハンドブック

令和8年度
改訂版



福井市



目次

- ◆1 はじめに 1
- ◆2 事業者の責務 1
- ◆3 ごみ削減・リサイクル推進のメリット 1
- ◆4 廃棄物の分類 2
- ◆5 事業系一般廃棄物の分け方・出し方 4
- ◆6-1 資源物の持込先・回収業者 6
- ◆6-2 燃やせるごみ・燃やせないごみの搬入先 11
- ◆6-3 一般廃棄物収集運搬許可業者の一覧 13

1 はじめに

福井市のごみ（一般廃棄物）のうち事業所から発生するごみ（事業系一般廃棄物）は総排出量の約3分の1を占めています。総排出量に占める事業系一般廃棄物の割合は、県内でも高い水準にあります。

また、処理場に搬入される事業系一般廃棄物の中には、資源として再利用できる紙類や空きびん、空き缶など、リサイクル可能なものが多く含まれているのが見受けられます。

本ハンドブックは、事業所の皆様向けに、ごみの分別や削減・リサイクルの方法などの要点を分かりやすくまとめたものです。本ハンドブックを参考に、事業系一般廃棄物の削減・リサイクルのための積極的な取り組みにご利用いただければ幸いです。

2 事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）、特定家庭用機器再商品化法、食品リサイクル法、食品ロス削減推進法など、ごみの削減・リサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責務が明確に定められています。

廃棄物処理法及び福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、次のとおり事業活動に伴って生じる廃棄物（ごみ）について、事業者の処理責任を規定しています。

法律や条令で定められた事業者の責務

- 廃棄物を自らの責任において適正に処理すること
- 廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力すること

3 ごみ削減・リサイクル推進のメリット

コストの削減

事業系ごみの処理にかかる費用は少なくありません。設備や事務用品などの浪費・無駄使いを減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみの削減と経費の節約・効率化を行えます。

イメージアップ

地球環境問題に大きな関心が集まっている今、ごみ削減やリサイクルを推進することは、企業にとって大きなイメージアップにつながります。また、地域住民とリサイクル活動における交流や協力を行うことにより、いっそうイメージがよくなります。

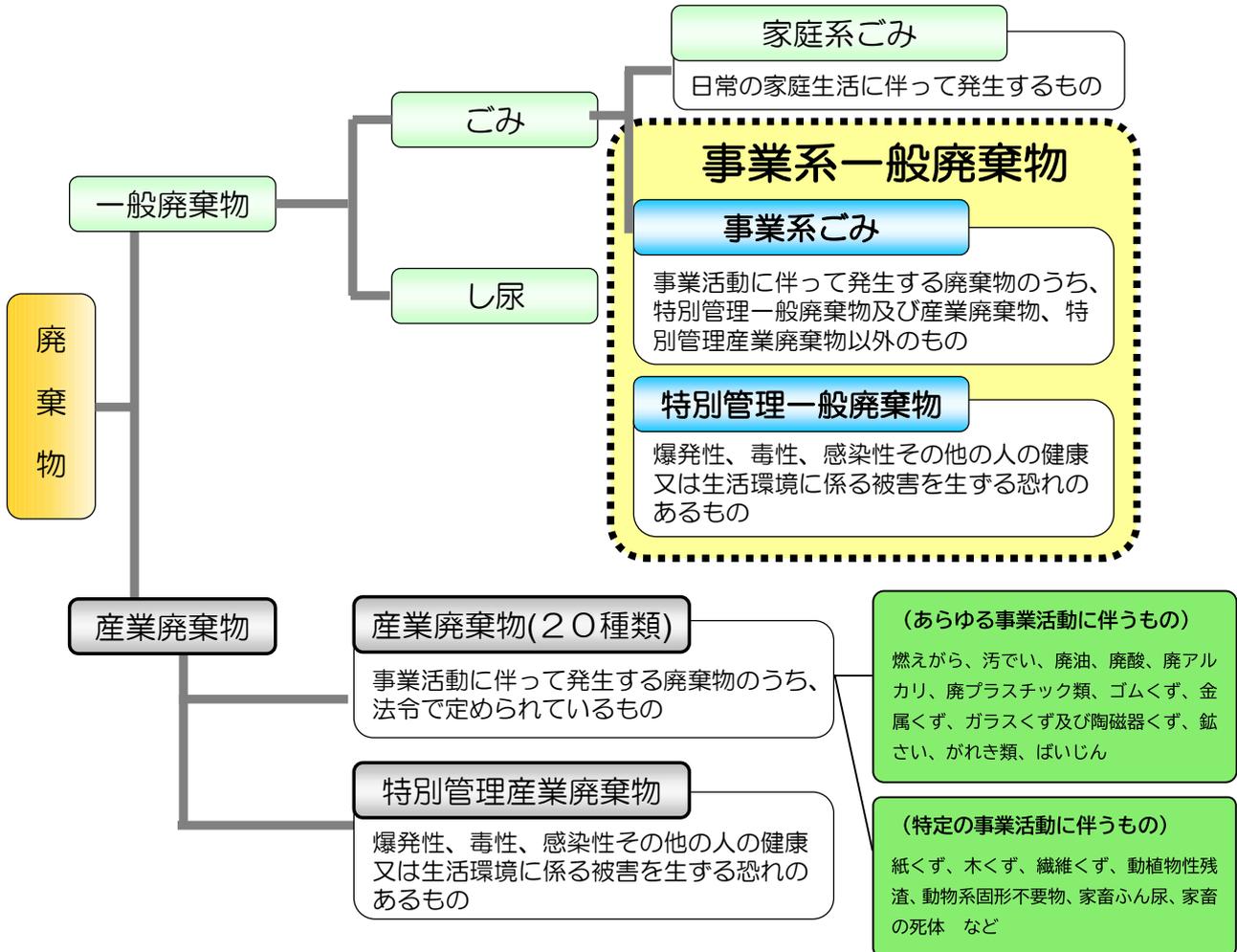
意識改革

ごみを出さない、無駄のない職場づくりを目指すことは、工程や機構の合理化・品質管理・職場の効率化などにつながります。これらを、職場のみなさん一人ひとりが考えることで、従業員の意識啓発にもなります。

4 廃棄物の分類

廃棄物処理法では、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

また、一般廃棄物は、家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所から排出される「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に分類されます。廃棄物の体系は下図のようになります。



事業系一般廃棄物とは？

事業系一般廃棄物とは、種類や量にかかわらず、事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のすべてのごみをいいます。また、営利を目的とするものばかりでなく、教育、社会福祉、医療、公共サービス等の事業者も含まれます。

例えばどんなもの？

- 事業所、商店街から出る紙くず、ダンボール、茶殻等
- 飲食店、従業員食堂から出る食べ残し、調理くず、使い捨ての弁当容器等
- 卸小売業から出る野菜くず・魚介類
- 従業員の飲食や嗜好により出る空き缶・空きびん・ペットボトル等
- 板きれ、竹、枯れ草木等

※排出する業種によっては産業廃棄物となります。

産業廃棄物とは？

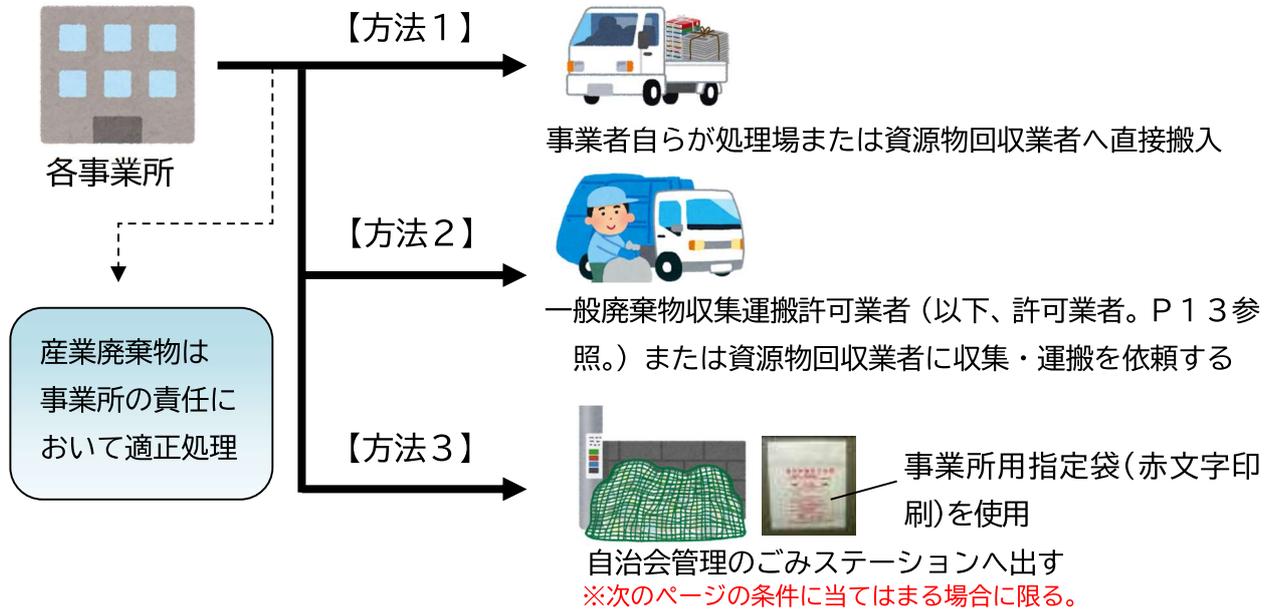
事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。

産業廃棄物一覧

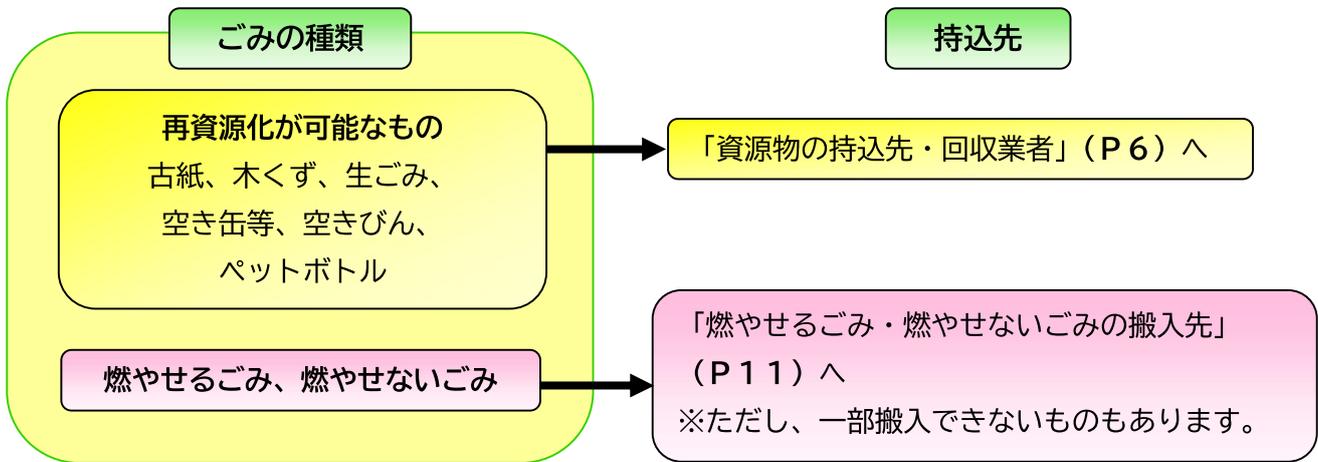
分類	種類	内容
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	②汚でい	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、赤泥、炭酸カルシウムかすなど
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ
	④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	⑨ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
	⑩鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど
	⑪がれき類	工作物の新築、改築または除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設及び汚泥、廃油、廃酸等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から生ずる木材片等並びに貨物の流通のために使用したパレットなど
	⑮繊維くず	建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くずなど
	⑯動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑱家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	⑲家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの		

5 事業系一般廃棄物の分け方・出し方

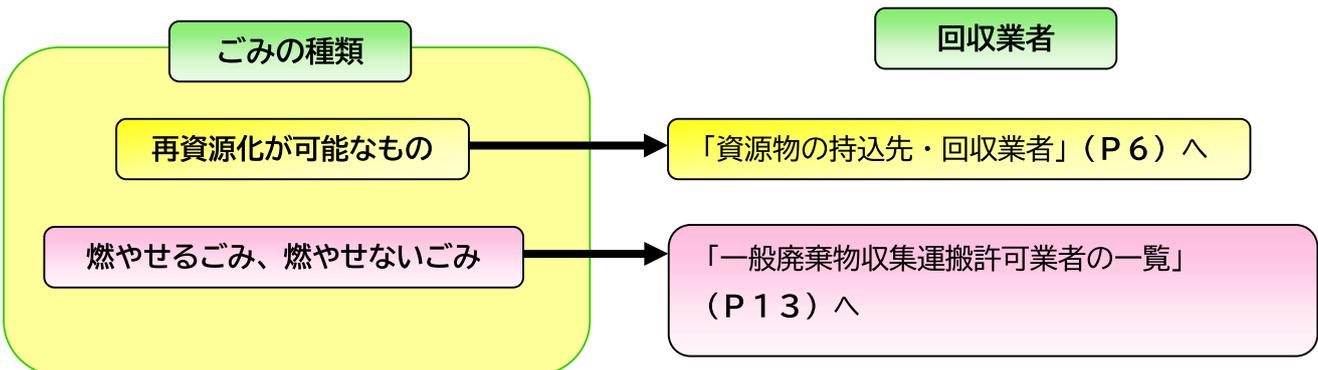
事業活動に伴い排出された一般廃棄物は以下の3つの出し方があります。



【方法1】事業者自らが直接処理施設または資源物回収業者へ持ち込む方法



【方法2】市の許可を受けた許可業者または資源物回収業者に依頼し、収集してもらう方法



【方法3】自治会などのごみステーションに出す方法

下記のすべての条件に当てはまる事業所に限り、自治会などのステーションに出すことができます。ひとつでも満たさない場合は収集できませんので注意してください。

- ① 1カ月のごみの排出量が250キログラム（50袋）以下であること。
（ただし、1回の排出量は5袋までです。）
- ② ごみステーションを管理している自治会などの同意を得ること。
- ③ 福井市の**事業所用指定袋**（赤字印刷・10枚1セット880円（税込・処分費込み））を使用すること。
[指定袋は福井市事業系一般廃棄物用指定袋販売店で購入してください。]
- ④ ごみ袋に事業所名を記入すること。



家庭用指定ごみ袋
（緑文字印刷）



事業所用指定ごみ袋
（赤文字印刷）
（産業廃棄物は排出できません⇒P 2, 3参照）

「事業所用指定ごみ袋販売
店舗一覧」はこちら



！ 注 意 ！



事業系ごみは排出した事業者処理責任があり、**家庭用指定ごみ袋**で出すことができません！

※万が一、そのような事例が発見された場合、市から排出事業所に対し指導することもあります。

特に産業廃棄物は、マニフェストの交付や処理業者との書面契約が必要です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、違反者に対して重い刑罰が規定されていますので、適正に処理してください。

6-1 資源物の持込先・回収業者

事業系一般廃棄物は、次の区分に分別し、それぞれ指定の場所に自ら搬入するか、指定の回収業者に依頼してください。（これ以上の分別をし、独自ルートで処理している場合はそのまま構いません。）

古紙類

事業系古紙は以下の区分に分けられ、回収業者により取扱いできるものが異なりますので、あらかじめご確認ください。

新聞、折込チラシ

※新聞と折込チラシを分ける必要はありません
※折込チラシは製本されていないもののみ



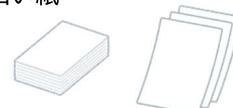
ダンボール類

ダンボール、お菓子箱類
金具を外した紙ファイル、
ボール紙、
トイレロール芯



コピー用紙など

コピー用紙、コンピュータ用紙
など地の白い紙



雑誌類

雑誌、辞書、表紙の厚い本、カタログ、
パンフレット、チラシ、青焼き
折込チラシで製本されているもの、
封筒（窓付きも可）



ミックス紙（シュレッダー屑・紙くず類）

シュレッダー屑、伝票類、
紙コップ、紙パック（きれいなもののみ）
窓付き封筒、包装紙、
※ホッチキス、綴じ紐、輪ゴムがとれない
ものはすべてミックス紙として出す



～古紙に混ぜてはいけないもの～

紙の原料にならない物を「禁忌品」といいます。これらが混入すると、せっかくの再生品も使い物にならなくなるため、あらかじめ除いておきましょう。

写真、油紙、合成紙、ビニールコート紙、防水加工紙、ワックス加工紙、布製品、
捺染紙（アイロンプリント等）、銀紙、ティッシュペーパー、感熱紙、裏カーボン紙、
粘着物がついた紙・封筒、金属クリップ、ファイルの留め金、見本帳（建築用）など

※ 一般的なものを表示しています。詳しくは業者等にご確認ください。

古紙回収業者及び回収品目は次ページへ

古紙業者及び取り扱い品目一覧

○…受入可能

地区	業者名	住所	電話番号	古紙業者が訪問回収					古紙業者の店頭へ直接持込				
				新聞・折込チラシ	ダンボール類	コピー用紙等	雑誌類	ミックス紙	新聞・折込チラシ	ダンボール類	コピー用紙等	雑誌類	ミックス紙
森田	柳京征商店	下森田町2-19	56-0192	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
明新	(株)清水勉商店	二の宮4丁目17-17	24-6124	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
明新	(株)福多商店	灯明寺3丁目205	24-3948						○	○	○	○	○
啓蒙	(株)増田喜(福井営業所)	西開発4丁目621	57-0545	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日新	(株)増田喜(本社)	乾徳2丁目6-6	27-2169	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日之出	三田村商店	志比口3丁目2-25	54-6171	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湊	(株)浅井幸商店	照手3丁目6-3	23-3894	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
旭	(有)藤井商店	勝見1丁目8-15	22-6115	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東藤島	(株)村井隆商店	若栄町402-5	52-5222	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
足羽	(有)十郎商店	有楽町11-4	34-3518	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社南	川道商店	門前2丁目803	36-8083	応相談	応相談	応相談	応相談	応相談	○	○	○	○	○
社南	清水紙料(株)	門前1丁目1605	35-3455	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木田	森原商店	花堂東1丁目803	63-5496	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊	(株)小山屋	西木田1丁目13-5	36-1058	応相談	応相談	応相談	応相談	応相談	○	○	○	○	応相談
豊	(株)山形商店	花堂中2丁目2-23	36-0249	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市外	(有)大橋商店	永平寺町松岡葵1丁目96	61-0473	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※この情報は、令和8年2月時点での情報であり、受取内容に変更がある場合があります。

種類や引渡し量(訪問回収を依頼する場合は回収場所までの距離など)によって、「有料」「無料」「有価で買取」のいずれかとなります。詳しくは業者へお問い合わせください。

生ごみ

生ごみ（食品廃棄物）の削減対策も、食品リサイクル法の施行により、本格的に取り組まなければなりません。生ごみを大量に排出しているスーパーや飲食店などは、積極的に生ごみの削減とリサイクルに取り組みましょう。

食品廃棄物とは

食品の製造や調理過程で生じる加工残さで食用に供することができないもの、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等が食品廃棄物です。

<生ごみ回収 依頼先> ※回収のみ。直接持ち込みは不可

対象品目	回収業者	所在地	電話番号	業者が訪問回収	業者へ直接持込
食品生ごみ	福井環境事業（株）	角折町6-1	36-4463	○	

出し方 割り箸や紙などの可燃物、不燃ごみ等は混ぜないでください。
※費用や引渡し方法の詳細については、回収業者へお問い合わせください

<魚のアラ回収・持込 依頼先>

対象品目	回収業者	所在地	電話番号	業者が訪問回収	業者へ直接持込
魚のアラ	（株）矢部商店	南江守町2-61-1	43-1335	○	○

出し方 貝殻、アラ以外の生ごみ、不燃ごみ等は混ぜないでください。
※費用や引渡し方法の詳細については、回収業者へお問い合わせください。

ペットボトル

自動販売機からでるものは、設置メーカーに引き取ってもらいましょう。

※ 個人消費のもののみが対象となります。それ以外は産業廃棄物（廃プラスチック類）として処理してください。

<ペットボトル 持ち込み先>

処理業者	所在地	電話番号	業者が訪問回収	業者へ直接持込
福井環境事業（株）（本社）	角折町6-1	36-4463	○	
福井環境事業（株） （二日市リサイクルセンター）	二日市町19-8	55-3500		○
（株）クリンマスター	上森田1丁目309	56-4719	○	○
（株）増田喜（福井営業所）	西開発4丁目621	57-0545		○
（株）増田喜（本社）	乾徳2丁目6-6	27-2169		○
清水紙料（株）	門前1丁目1605	35-3455		○

出し方 中を空にして、すすいでください。ラベルとキャップは外してください。
※費用や引渡し方法の詳細については、回収業者へお問い合わせください。

缶類

出せるもの

- アルミ缶 ●缶詰の缶 ●ミルク缶 ●スチール缶 ●海苔の缶 ●お菓子の缶 など

自動販売機からでるものは、設置メーカーに引き取ってもらいましょう。

※ 個人消費のもののみが対象となります。それ以外は産業廃棄物（金属くず）として処理してください。

<缶類 回収依頼先、持ち込み先>

地区	業者名	住所	電話番号	業者が訪問回収			業者へ直接持込		
				スチール	アルミ	鉄くず	スチール	アルミ	鉄くず
森田	柳京征商店	下森田町2-19	56-0192	○	○	○	○	○	○
河合	(有)大鋳資源	川合鷲塚町25-21	55-1245	○	○	○	○	○	○
明新	(株)清水勉商店	二の宮4丁目17-17	24-6124				○	○	
明新	(株)福多商店	灯明寺3丁目205	24-3948	○	○	○	○	○	○
啓蒙	(株)江前	西開発4丁目1022	52-1228				○	○	
啓蒙	(株)増田喜(福井営業所)	西開発4丁目621	57-0545				○	○	○
日新	(株)増田喜(本社)	乾徳2丁目6-6	27-2169				○	○	○
日之出	三田村商店	志比口3丁目2-25	54-6171	○	○	○	○	○	
湊	(株)浅井幸商店	照手3丁目6-3	23-3894	○	○	○	○	○	○
西藤島	池田金属(株)	文京7丁目23-26	21-3131	○	○	○	○	○	○
東藤島	(株)村井隆商店	若栄町402-5	52-5222	○	○	○	○	○	○
足羽	(有)十郎商店	有楽町11-4	34-3518	○	○	○	○	○	○
社南	川道商店	門前2丁目803	36-8083	○	○	○	○	○	○
社南	清水紙料(株)	門前1丁目1605	35-3455				○	○	
豊	(株)山形商店	花堂中2丁目2-23	36-0249	○	○		○	○	
東安居	福井環境事業(株)(本社)	角折町6-1	36-4463	○	○				
河合	福井環境事業(株) (二日市リサイクルセンター)	二日市町19-8	55-3500				○	○	
市外	(有)大橋商店	永平寺町松岡葵1丁目96	61-0473		○	○	○	○	○

種類や引渡し量（訪問回収を依頼する場合は回収場所までの距離など）によって、「有料」「無料」「有価で買取」のいずれかとなります。詳しくは業者へお問い合わせください。

出し方

中を空にして、すすいでください。

空きびん

出せるもの

生きびん・・・一升びんやビールびん、牛乳びんのように、繰り返し使用されるガラスびん
 その他のびん・・・飲料びん、食料びん、調味料びんなどの、生きびん以外のびん

自動販売機からでるものは、設置メーカーに引き取ってもらいましょう。

※ 個人消費のもののみが対象となります。それ以外は産業廃棄物（ガラスくず）となります。

<空きびん 持ち込み先>

業者名	住所	電話番号	業者が訪問回収		業者へ直接持込	
			生きびん	その他のびん	生きびん	その他のびん
(有)十郎商店	有楽町 11-4	34-3518	○	○	○	○
福井環境事業(株)(本社)	角折町 6-1	36-4463	○	○		
福井環境事業(株) (二日市リサイクルセンター)	二日市町 19-8	55-3500			○	○

品目や引渡し量（訪問回収を依頼する場合は回収場所までの距離など）によって、「有料」「無料」「有価で買取」のいずれかとなります。詳しくは業者へお問い合わせください。

出し方 キャップを外し、中を空にして、すずいください。ラベルかどれないものは、そのままかまいません。

木くず類

木くず類（木材、木材片、剪定枝、おがくず等）については、破碎して合板の原料チップやボイラーの燃料チップにリサイクルすることができます。

市内における一般廃棄物の木くず回収業者や資源化業者は次のとおりですので、できる限り民間でのリサイクルをお願いします。

<木くず類 回収依頼先、持ち込み先>

業者名	所在地	電話番号	業者が訪問回収	業者へ直接持込
ちきゅう未来(株)	前波町17-5	52-7000	○	○
エス・イ・コンサル(株)	福井市風巻町1-11	36-3553	○	○
(株)エコシステム	二日市町20-12	55-2040		○
(株)エコロジス		55-2051	○	
(株)北陸環境サービス	白滝町67-2	97-2515	○	
波寄造園土木(株)	波寄町37-82	83-1036 55-0929	○	
(株)ミカド開発	福1丁目2603	34-3040	○	
(株)福井環境開発	下河北町23-1	38-2502	○	
中西木材(株)	越前市家久町63-11-1	0778-23-2233	○	
(有)ニューチップ運送	越前町織田7-13-1	0778-36-0900	○	
(有)上田チップ工業	河合寄安町209	56-1909		○

※出し方、費用については、各業者へお問い合わせください。

6-2 燃やせるごみ・燃やせないごみの搬入先

下記の処理施設に、自ら持ち込んでください。粗大ごみについても、それぞれ下記の処理施設へ持ち込むことができます。(産業廃棄物は搬入できません⇒P 2, 3 参照)

持込先	福井市クリーンセンター	
	福井市寮町 50-41 (電話)0776-53-8999	
営業時間	月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00 (祝日、年末年始を除く)	
持ち込めるごみ	●燃やせるごみ ●燃やせる粗大ごみ	
費用	通常	44 円/10 kg (税込)
	粗大	大: 275 円/1 点あたり (税込)
		中: 220 円/1 点あたり (税込)
		小: 165 円/1 点あたり (税込)

持込先	広域圏清掃センター	
	あわら市笹岡 33-3-1 (電話)0776-74-1314	
営業時間	月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:00 (祝日、年末年始を除く)	
持ち込めるごみ	●燃やせる粗大ごみ ●燃やせないごみ ●燃やせない粗大ごみ	
費用	通常	10 kg まで毎に 330 円 (税込)
	粗大	

古紙類を福井市クリーンセンターに可燃ごみとして直接搬入する場合は、処理手数料として、44 円/10 kg (税込) かかりますが、古紙業者へ持ち込む場合は、無料となる場合が多いです。

福井市クリーンセンターにおいて、事業系一般廃棄物の内容物の検査を行っています

市では、福井市クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の内容を定期的に検査しています。可燃ごみとして排出されたもののうち、一部、リサイクル可能な段ボールやその他不燃ごみが混入する事例もありました。

不適正排出が見受けられる事業所に対しては、市から指導することもあります。事業系一般廃棄物は、事業者の責任において適正分別排出いただきますようお願いいたします。

可燃ごみ中に混入した段ボール・不燃ごみ



収集車1台に50kg以上混入する事例も。



弁当がらは、不燃ごみ
PPバンドは、産業廃棄物



段ボールなどの古紙は古紙回収業者へ！

廃棄物を段ボールに入れてそのまま出す事業所も多数見受けられます。段ボールは分けて古紙回収業者にリサイクルを依頼しましょう。

P7へ



6-3 一般廃棄物収集運搬許可業者の一覧

下記の業者に直接依頼をしてください。なお、収集運搬できる区域が許可区域として定められていますので、詳しくは業者へ相談してください。

一般廃棄物収集運搬許可業者（許可番号順、令和8年3月31日現在）							
業者名	所在地	電話番号	許可区域				
福井環境事業(株)	福井市角折町 6-1	0776-36-4463	福井	美山	越廼	清水	
(株)相互環境公社	福井市角折町 6-1	0776-33-1338	福井	美山	越廼	清水	
(有)宮下ビル管理	福井市角折町 6-1	0776-34-5182	福井				
(株)クリンマスター	福井市上森田 1 丁目 309	0776-56-4719	福井	美山	越廼	清水	
(有)北陸精巧舎	福井市江守中町 8-8-13	0776-35-0766	福井	美山		清水	
(有)越前公益	越前町四ツ杉 79-7-1	0778-36-1555			越廼		
丹生建設工業(株)	福井市甕谷町 44-1	0776-98-5017				清水	
(株)クリーン丹南	丹生郡越前町下系生 136-10	0778-34-5785	福井			清水	
(株)共和総合建設	福井市片山町 61-17	0776-98-5189				清水	
公益センター(株)	鯖江市上鯖江 1 丁目 10-43	0778-52-5269	福井		越廼	清水	
(有)ニュークリーン公社	丹生郡越前町下系生 132-4-5	0778-34-5512	福井	美山	越廼	清水	
(有)上田産業	福井市小宇坂島町 5-11-1	0776-90-3105	福井	美山			

※費用は許可業者により異なります。詳しくは許可業者へ直接お問い合わせください。

許可業者によっては、古紙業者と連携しながら、古紙をリサイクルルートにのせてくれる場合があります。一般廃棄物の処理を依頼されている許可業者へ相談してください。

参考情報

①産業廃棄物の適正処理について

事業活動に伴い排出される廃プラスチック類や金属くず等は産業廃棄物(P3参照)であり、一般廃棄物処理施設(福井市クリーンセンター、広域圏清掃センター)では受け入れられません。

産業廃棄物は、自らが廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則って適正に処理するか、産業廃棄物処理の許可を有する事業者処理を委託する必要があります。

● 産業廃棄物処理業者を探したいときは

福井市で許可を得ている処理業者名簿

福井市産廃処理

検索

福井県で許可を得ている処理業者名簿

福井県産廃処理

検索

それぞれのホームページで公表しています

なお、市では処理業者の斡旋は行っておりません。

処理業者の紹介を受けたい場合は、(一社)福井県産業資源循環協会(TEL 0776-57-0070)までお問い合わせください。

②ふくい^優エコ事業所認定制度について

事業系一般廃棄物の削減等に積極的に取り組む事業所を、「ふくい^優エコ事業所」として認定し、その活動を広く他の事業所へ広報する制度です。

申請される場合は、ふくい^優エコ事業所認定申請書に必要事項を記入し、市環境政策課へ提出してください。



様式等は
こちら

③事業系一般廃棄物多量排出事業所の実績報告及び計画書の提出制度について

福井市では、「福井市事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱」に基づき、事業活動により発生した一般廃棄物について、一定量以上排出する事業所を多量排出事業所として定め、当該事業所の管理者に対し、以下のことをお願いしています。

- 事業系一般廃棄物管理責任者の選任
- ごみの処理や削減・資源化に関する実績報告及び計画書の作成・提出



様式等は
こちら

※多量排出事業所とは、事業系一般廃棄物の年間発生量が100トン以上と認められる事業所のことをいいます。

施設のご案内

施設名	福井市クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 広域圏清掃センター
住所	福井市寮町50-41	あわら市笹岡33-3-1
電話番号	TEL：0776-53-8999	TEL：0776-74-1314
持ち込めるごみ	●燃やせるごみ ●燃やせる粗大ごみ	●燃やせる粗大ごみ ●燃やせないごみ ●燃やせない粗大ごみ
営業日時	月曜日～金曜日 8：30～12：00 13：00～17：00 (祝日、年末年始を除く)	月曜日～金曜日 8：30～17：00 (祝日、年末年始を除く)
周辺地図		

事業系一般廃棄物分け方・出し方ハンドブック 令和8年4月発行



福井市役所 市民生活部 環境事務所 環境政策課
〒910-8511 福井市大手3丁目10-1
TEL:0776-20-5609 FAX:0776-20-5754

